

令和2年度採用

令和元年度白河市職員採用候補者試験実施要項

【障がい者対象】

白河市総務部総務課

申込受付期間	7月30日（火）～8月21日（水）
第1次試験日	9月22日（日） 会場：白河市産業プラザ・人材育成センター（予定）

1. 試験職種、採用予定人員及び受験資格

令和2年度（令和2年4月1日以降）採用

試験職種	採用予定人員	受験資格（学歴不問）
行政事務	1名程度	昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 ・都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ 令和元年度実施の複数の試験を受験することはできません。受験資格を確認のうえ、いずれか一つの試験に申し込んでください。複数の申込みをした場合、最初に到達したもの以外の申込みは無効となります。

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。（欠格条項等）

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 白河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 試験の日時、会場及び合格発表

(1) 試験の日時、会場

区分	試験日時	試験会場
第1次試験	<u>令和元年9月22日(日)</u> 午前8時10分(受付)から 午前11時40分まで	白河市産業プラザ・人材育成センター(予定)
第2次試験	第1次試験の合格者に対して通知します。	

※ 試験会場は職種及び申込み人数により決定します。また、受付時間及び試験時間が変更になることがあります。詳細は受験票にてお知らせします。

※ 試験会場は駐車台数に限りがあります。身体に障がいがある方を除き自家用車の駐車はご遠慮ください。

(2) 合格発表

第1次試験、第2次試験のいずれも、可否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

3. 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	出題分野等
教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての択一式筆記試験
適性検査	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査

※ 第1次試験は活字印刷による出題とします。

※ 第1次試験の合格者に対して、受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他について調査します。

(2) 第2次試験

試験種目	出題分野等
口述試験	主として人物、識見等について個別面接による試験
作文試験	一般的事項についての作文試験(800字程度)
身体検査	職務遂行に必要な健康状態についての検査 (医師の発行する身体検査書を提出)

4. 受験手続及び受付期間

(1) 申込受付期間

7月30日(火)～8月21日(水)

- ※ 申込み受付は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。
 ※ 郵送による申込みは、受付期間最終日の消印があるものまで有効です。なお、受付期間経過後の申込みは一切受け付けませんので、ご注意ください。

(2) 申込用紙の請求方法

郵送で請求する場合	封筒の表に『障がい者対象試験申込用紙請求』と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を必ず同封のうえ、下記の宛先まで請求してください。 ※郵送の関係上、申込み期限の7日前必着でお願いします。 請求先：〒961-8602 白河市八幡小路7-1 白河市役所 総務部総務課
市役所に直接取りに来る場合	白河市役所総務部総務課及び各庁舎（表郷庁舎・大信庁舎・東庁舎）の地域振興課にて配付します。 （土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）
ホームページからダウンロードする場合	白河市役所ホームページよりダウンロードし、各自印刷してください。 ※ダウンロードした申込用紙等は、 <u>必ずA4版の用紙（白色）に印刷してください</u> （感熱紙は使用しないでください）。

(3) 受験申込方法

提出書類	<p>① 受験申込書 表・裏の両面に必要事項を記入の上、<u>写真（縦45mm×横35mm）</u>を必ず貼付してください。 ※写真は申込前3ヵ月以内に撮影したもの（正面、無帽、上半身胸上） ※写真の裏面に氏名を記入の上、しっかり糊で貼ってください。</p> <p>② 82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号） 1通 （受験票の郵送に使用します。）</p> <p>③ 手帳等の写し 以下のいずれかの写しを添付してください（氏名、障がいの内容及び交付年月日が記載されているページの写し）。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障害者の判定書 ・精神障害者保健福祉手帳</p>
申込方法	<p>郵送の場合</p> <p>上記の提出書類を封筒（角形2号）に入れ、宛名の左側に『障がい者対象試験申込』と朱書きし、必ず<u>簡易書留</u>で郵送してください。 ※申込み期間最終日の消印まで有効。 ※返信用封筒の提出漏れにご注意ください。 送付先：〒961-8602 白河市八幡小路7-1 白河市役所 総務部総務課</p>
	<p>持参の場合</p> <p>上記の提出書類一式をそろえて、白河市役所に提出してください。 （土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。） 提出先：白河市八幡小路7-1 白河市役所 総務部総務課（本庁3階）</p>

受験票の送付	<p>受験申込者に対し、受付期間終了後に「受験票」を郵送します。</p> <p>受験票が届いたら、3ヵ月以内に撮影した写真（縦45mm×横35mm。正面、無帽、上半身胸上。）を貼付の上、試験当日に必ず持参してください。</p> <p>※受験票を忘れた場合、受験票に写真がない場合は受験できませんので、ご注意ください。</p> <p>※受験票が第1次試験日の7日前までに届かない場合は、担当までご連絡ください。</p>
--------	--

- (注) 1 受験申込書は必ず本人が記入してください。また、記載事項に不備のある場合は補正をしていただくこととなりますが、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、十分注意して記入してください。
- 2 受験申込書等に含まれる個人情報については、本試験以外の目的には一切使用しません。
- 3 提出された書類は、一切返却いたしません。
- 4 車椅子の使用など、受験の際に配慮が必要な方は、担当まで個別にご相談ください。

5. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。
(名簿の有効期間は、原則として1年間です。)
- (2) 当該名簿に登載された者については、欠員の状況等に応じて順次採用されます。
- (3) 採用の時期は、原則として令和2年4月1日です。
- (4) 受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) 採用は全て条件付きで、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。(地方公務員法第22条第1項)

6. 参考（前年度の実施状況）

種類	職種	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	最終倍率
身体障がい者対象	行政事務	4人	1人	1人	4.0倍

7. その他

試験に関して不明な点は、電話やメール、郵便等により担当までお問い合わせください。

なお、郵便で問い合わせる場合は、往復ハガキ、または82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

【第1次試験会場 案内図】

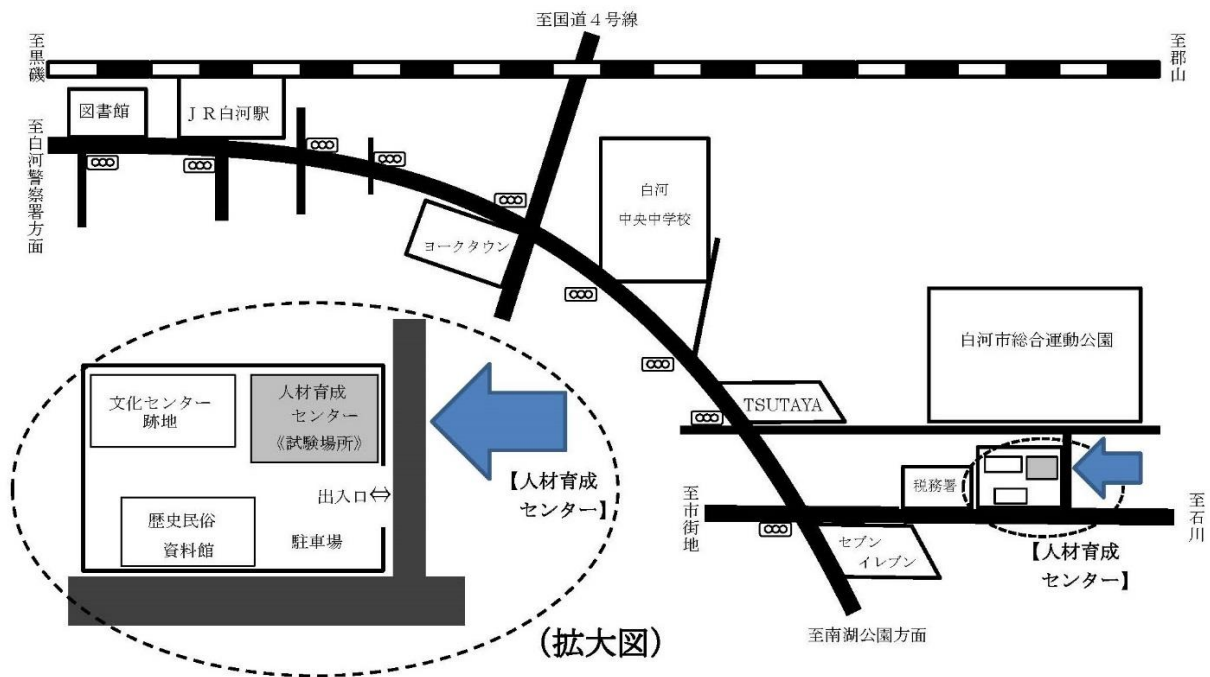
◎白河市産業プラザ・人材育成センター（予定）

所在地 白河市中田140番地

電話 0248-22-3512

※JR白河駅から約2km（徒歩約22分）

白河市産業プラザ・人材育成センター案内図



※試験会場は職種及び申込人数により決定しますので、受験票にてお知らせします。



《問い合わせ先》

白河市役所 総務部総務課人事係

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1（本庁3階）

電話 0248-22-1111（内線 2315） FAX 0248-27-2577

E-mail somu@city.shirakawa.fukushima.jp